令和5年度公害防止管理者講習

騒音・振動に係る苦情の状況

- 1. 騒音・振動に係る苦情の状況
- 2. その他 騒音規制法、振動規制法施行令改正点



東京都環境局環境改善部大気保全課



都内のおける特定工場等の推移 (平成29年度から令和3年度まで)



出典: 令和3年度騒音規制法等施行状況調查、 令和3年度振動規制法等施行状況調查 (環境省)を基に作成

都内における発生源別の騒音苦情件数(令和3年度)

出典: 令和3年度騒音規制

令和3年度騒音	見制法
等施行状況調査	(環境
省)を基に作成	

発生源種別	苦情件数
工場・事業場	503
建設作業	1,913
交通機関	97
営業	475
拡声機	91
家庭生活	348
その他	574
合計	4,001

都内のおける発生源別の騒音苦情件数の推移 (平成29年度から令和3年度まで)



出典:

令和3年度騒音規制法 等施行状況調査(環境 省)を基に作成

備考

令和元年度の[営業][その他]では一部の調査対象が集計されていない。よって[営業][その他] [合計欄]が他年度と比べ数値が低くなる。

都内における発生源別の振動苦情件数(令和3年度)

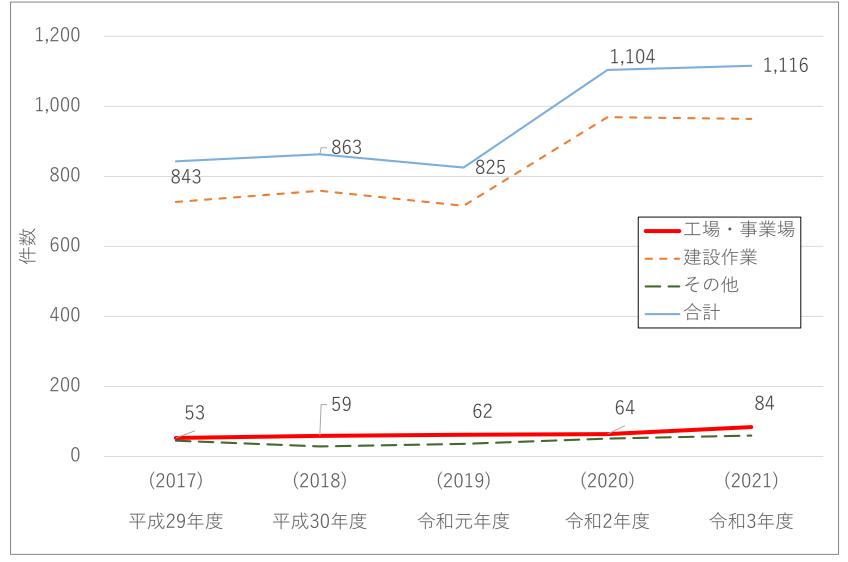
出典:

令和3年度振動規制法 等施行状況調査(環境 省)を基に作成

発生源種別	苦情件数
工場・事業場	84
建設作業	964
交通機関	8
その他	60
合計	1,116

都内のおける発生源別の振動苦情件数の推移 (平成29年度から令和3年度まで)

出典: 令和3年度振動規制法 等施行状況調査(環境 省)を基に作成



騒音規制法及び振動規制法施行令の令和4年12月1日改正点

〇 騒音規制法の特定施設

空気圧縮機(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

現時点では型式指定を受けた機器はありません。

〇 振動規制法の特定施設

圧縮機(<u>環境大臣が指定するものを除き、</u>原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

環境大臣による型式指定を受けた機器は、規制対象外ですので、届出は不要です。

くわしくは、環境省ウェブサイトにて、ご確認ください。

低振動型圧縮機の型式指定
https://www.env.go.ip/page 00429.html

東京都環境局ホームページ、お問い合わせ先のご案内

騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例における騒音・振動の 規制については、東京都環境局ホームページに掲載しております

東京都 923-851-970





 $QR \supset -F$

申請・届出・相談は、(法)特定工場等、(条例)工場・指定作業場の 所在地ごとにお問い合わせください。

区 または 市 :区 または 市 の環境部署の窓口

多摩地区の町村 :東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課

島しょ部の町村 : 東京都環境局 環境改善部 大気保全課